

**瀬戸市立小中特別支援学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画**

令和 8 年 4 月

瀬戸市教育委員会

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、「第2次瀬戸市教育アクションプラン」が目指す基本理念である『瀬戸のすべての子どもたちが「瀬戸で学んで良かった」、瀬戸のすべての親たちが「我が子を瀬戸で育ててよかった」、瀬戸のすべての市民が「瀬戸で生きてよかった」』を実現するための基盤として、「学校における働き方改革」を推進することを目的とする。この取組により、教育職員が心身ともに健康で、瀬戸市が求める「愛情と使命感にあふれる教師、授業力を磨き続ける教師、協調性をもち、互いに高め合う教師」を目指す。そして、児童生徒への指導や教材研究、専門性向上に集中できる環境を整備することで、教育の質の持続的な向上を図り、子どもたちの「自ら考え、学び、生き抜く力」の育成へとつなげるものである。公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定する。

(2) 本市の現状と課題

本市では、校務DXの推進や、部活動の在り方についての見直し、会議や行事の精選など教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

このような取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

※対象：全学校職員

区分	年平均(月) ※対象：常勤・フル タイム教員・講師	月45時間を上回る 割合	月80時間を上回る 割合	年間時間外在校等時間 360時間を上回る割合
小学校	27.7時間	15.8%	0.9%	38.2%
中学校	40.7時間	30.9%	6.7%	65.8%
特別支援学校	19時間	0.5%	0%	15.1%

【主な課題】

- 中学校における長時間勤務の常態化:** 特に中学校において、年平均時間が上限目安(45時間)を大幅に超えており、月45時間を超える教職員の割合が30.9%と高くなっている。これは、行事の準備や学年・学級事務、担当する校務分掌、そして部活動指導などの業務の負担感が大きくなっているためである。
- 共通業務の負担:** 小中学校共通して、年度始めや学期始めの学年・学級事務の負担と、年度末における進路指導や成績処理の負担が大きい。また、徴収金の管理、部活動指導といった「教員以外が積極的に参画すべき業務」や「学校以外が担うべき業務」の負担感が依然として大きく、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

2. 目標

業務量管理・健康確保措置の実施により、国が示した目標値をふまえ、令和11年度末までにそれぞれ以下の目標を達成することを目指す。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

区分	年平均(月)	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合	年間時間外在校等時間 360時間を上回る割合
小学校	30時間程度	0%	0%	0%
中学校	30時間程度	0%	0%	0%
特別支援学校	30時間程度	0%	0%	0%

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

項目	実績値	目標値(令和11年度末)
①年間の年次有給休暇の平均取得日数	16.4日 ※令和6年度	17日にする
②ストレスチェックにおける高ストレス者の割合	13.6 % ※令和7年度	12%まで減少させる
③教職員アンケートの「働きやすさ」に関する肯定的な回答の割合	67.3% ※令和7年度	70%まで向上させる
④教職員アンケートの「やりがい」に関する肯定的な回答の割合	83.9% ※令和7年度	85%まで向上させる

※教育職員の働く環境の整備については、以下の計画でも取り組む。

- ・ 瀬戸市特定事業主行動計画(次世代育成支援対策推進法に基づく取組部分)
- ・ 愛知県特定事業主行動計画(女性活躍推進法に基づく取組部分)

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度(4年間)

※国が令和11年度までに月平均30時間程度、年間360時間以下に削減することを目標としていることを念頭に置き、本計画期間で重点的な取り組みを推進し、進捗を図る。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

業務	具体的な取組事項
登下校時の通学路における日常的な見守り活動等	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者又は地域住民その他の関係者が担う体制を構築する ・地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校共同活動推進委員等が中心となって業務の整理 ・教育委員会が直接苦情等に対応する相談窓口の活用や、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境の推進
放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応	
地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等	
保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応	

イ 教員以外が積極的に参画すべき業務

業務	具体的な取組事項
学校の広報資料・ウェブサイトの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・民間業者への委託業務と教員、事務職員、各種支援員が担う業務についての整理 ・校内を含めた役割分担を整理 ・部活動の地域連携・展開を推進するとともに、活動時間等の適正化を図り、教員の役割や関わり方の整理
ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理	
学校プールや体育館等の施設・設備の管理	
部活動	

ウ 教員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

業務	具体的な取組事項
授業準備	<ul style="list-style-type: none"> ・校務支援システム、タブレット等におけるデジタル技術(学習支援ソフト等)の活用促進 ・専門家や他機関との連携による児童生徒の支援体制を構築
授業評価や成績処理	
進路指導の準備	
支援が必要な児童生徒・家庭への対応	

(2) 学校における措置の推進

学校における以下のような措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

業務	具体的な取組事項
授業時数の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校の教育課程における年間総授業時数について、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直しを徹底
日課表の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し ・放課後の活動時間の勤務時間内での設定などの見直し(部活動の終了時間)
校務 DX の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術の活用により、保護者への連絡や文書管理などの校務を効率化 ・「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を向上
電話対応の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間外の留守番電話機能の全校設置 ・電話の録音機能を設置の推進

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の内容に取り組む。

業務	具体的な取組事項
医師や市教委による面接指導	・1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教職員に産業医等による面接指導を実施 ・100 時間を超えた教職員に面談指導を実施
勤務間インターバルの確保	・ 終業から始業までに 11 時間を目安に継続した休息時間を確保できるよう適切な休息時間の確保を推進
ストレスチェックの実施	・ストレスチェックの実施率を 100%にし、集団分析の結果も活用して職場環境の改善を推進
定時退勤日と一斉閉校	・年度中に、学校における定時退勤日等を月 2 回以上設定するよう推進 ・長期休業等の期間中に 4 日間の一斉閉校期間の設定を行う。
多様な働き方の検討	・会議・研修におけるリモート会議を適切に推進

5. 教育委員会による今後のフォローアップについて

1. **情報公開と評価:** 取組の実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、瀬戸市の HP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
2. **状況把握と個別支援:** 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握する。教育委員会が毎月各学校の状況を確認し、特に長時間勤務となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、管理職による個別の支援・指導を実施する。
3. **関係者への周知と協力体制の構築:** コミュニティスクール(学校運営協議会・地域学校協働本部)と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の 3 分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行う。